

令和3年11月9日

各部課（かい）長 様

市 長

令和4年度予算編成方針

1. 本市の財政を取り巻く環境

○国の動向

国は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の感染が比較的落ち着いている状況下、「第6波」を警戒しつつ、行動制限緩和に向けた実証実験など社会経済活動の活性化を促す施策を再開させる方針であるが、先行きについては、未だ不透明な状況にあり、感染防止に向けた行動の実践が引き続き重要である。

わが国の経済情勢は、10月の月例経済報告において、「景気は、感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている」としており、ワクチン接種を促進する中で景気が持ち直すことが期待されるが、社会経済に与える影響については引き続き留意するよう求めている。

そうした状況の下、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、これまで進められなかった課題を速やかに進めるため、感染症の克服と経済の好循環を図るため、「グリーン社会の実現」と「官民挙げたデジタル化の加速」、「活力ある地方創り」、「子供を産み育てやすい社会の実現」といった4つの原動力として推進するものとしている。

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取り組みと基調を合せつつ、交付団体を始め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

予算編成に向けては、経済の下支え・回復に最優先で取り組むとともに、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じた経済の好循環の実現を図ることや、歳出全般については、徹底したワイズスペンディング（政策効果の高い歳出への転換）を実行するとともに、歳出歳入両面の改革を着実に実行していくものとしており、今後の動向には十分に注視していく必要がある。

○地方財政状況

「令和4年度の地方財政の課題」及び「地方財政収支の仮試算」によると現時点においては、一般財源総額について、交付団体ベースで0.2%増の62.1兆円とし、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、3年度の地方財政計画の水準を下回らない実質的

に同水準を確保するものとしている。先行きが不透明な感染症の状況下であるが、名目成長率などから地方税は大幅な伸びを見込んでおり、国税とともに回復傾向にあるものの、財源不足を4兆5,000億と算定しており、なお、巨額の財源不足が生じるものとするが、地方交付税の概算要求額は17.5兆円とし、臨時財政対策債の折半対象財源不足は2年ぶりに解消される見込みとしている。

こうした中で、感染症対策への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化を推進するほか東京一極集中の是正に向けた地方創生が推進できるよう安定的な税財政基盤を確保するものとしている。

○本市財政状況

令和2年度一般会計の決算は、歳入では市税が微減となったが、算入公債費の増加と地域社会再生事業費の影響から地方交付税は増加したことや歳出においては、病院事業補助金の縮減や感染症による未執行业業などの影響により、4年ぶりに財政調整基金取り崩しの執行を停止し、約4,000万円の黒字決算となったところである。

財政状況を示す各指標は、経常収支比率が98.1%となり、前年度と比べ改善はしたが、依然、財政が硬直化した状況を示している。健全化判断比率についても、実質公債費比率、将来負担比率ともに類似団体と比べて高い数値となった。

そうした中、3年度から5か年間の財政健全化実行計画を実施しているところであるが、計画に掲げた「持続可能な財政基盤の確立」「基金に頼らない財政運営の構築」「財政調整基金残高3億円の確保」の3つの目標の達成と合わせて「まちづくり総合計画」に基づく事業を展開していくためには、職員ひとり一人が創意工夫による徹底した「行財政改革」と「体質の改善」に取り組む必要がある。

2. 令和4年度予算の基本方針

令和4年度予算は、「士別市まちづくり総合計画」に則って、「天塩の流れとともに人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現をめざすため、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」に取り組むことを基本とする。

新年度は、現総合計画5年目となり、ローリング後における前期実行計画のスタートとなる重要な年であることから、展望計画期間を含めた8年間をしっかりと見据え、併せて、2年目となる財政健全化実行計画の各取り組みの検証に基づき、着実に遂行していくため、総合計画と歩調を合わせた事業の展開を行っていくものとする。

新年度においても、感染症の影響は不透明な状況であり、感染症防止と社会経済活動の両立に向けた対策については、引き続き、万全を期さなければならない。

「ウィズコロナ」「ポストコロナ」に向けた対応を念頭に置き、「安全安心なまちづ

くり」と「地域経済の好循環」に向けた取り組みを進める必要がある。

そのためには、職員一人ひとりが政策のプロフェッショナルとしての自覚をさらに高め、市民サービスの把握と効率的かつ効果的な実施に向けた検証と分析、PDCAサイクルの実行により、事業の創造と着実な実施に努めなければならない。

健全化実行計画期間内においては、自らが「コスト意識」「事業の必要性」「費用対効果」といった視点で、事業の「検証」と「評価」を行い、積極的な事業のスクラップアンドビルドに取り組む姿勢が肝要である。

「限られた財源で最大の効果」を発揮し、将来をしっかりと見据えた「持続可能なまちづくり」をめざし、「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みを推進するものとする。

【総括的事項】

(1) 士別市まちづくり総合計画の推進

「まちづくり基本条例」の基本原則である市民自治と情報共有を念頭に置き、「まちづくり総合計画」に基づく事業を着実に推進すること。

また、予算編成にあたっては、計画事業との整合性に留意すること。

(2) 地域経済の活性化、地方創生の推進に向けた取り組み

地域経済を好循環させ地域を活性化させるため、具体的な仕組みづくりや取り組みの検討に着手するとともに、「地域内経済分析」などによる検証、分析を速やかに進めること。

地方創生に向けては、「士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトである「農業未来都市」、「合宿の聖地」、「まちの未来」の創造を連携・強化させ、さらに深化させていくこと。

(3) 財政健全化実行計画の遂行

「財政健全化実行計画」で示した具体的方策に基づき、その取り組みを着実に実施すること。

持続可能な財政基盤の構築に向けては、真に必要とされる安全・安心な市民サービスを見極め、創意工夫をもった取り組みを創出し、「体質の改善」に努めること。

(4) 脱炭素社会に向けた取り組み

脱炭素化と市内経済循環の促進による持続可能な地域づくりをめざすため、北海道の「ゼロカーボン北海道」の取り組みと歩調を合わせ、本市におけるゼロカーボン政策を構築し、具体的な取り組みを検討すること。

(5) 病院事業会計について

感染症対策の長期化を見据え、感染状況に応じた受入態勢の確保と市民が安心

して地域で暮らせるよう引き続き、地域医療ニーズに合わせた医療提供体制と経営環境の構築により、良質な医療提供を継続していくこと。

また、「地域医療構想」を踏まえ、地域医療連携推進法人「上川北部医療連携推進機構」による上川北部の医療体制の機能分担と連携から、一層の効率化と相互の経営安定化を進めること。

また、「経営改革プラン」に則り、医療需要に可能な限り応える中で、経営の安定化に努めること。

(6) 持続可能な開発目標（SDGs）に関連する施策について

SDGsのゴールとターゲットを念頭に「持続可能なまちづくり」に向けた取り組みを推進していくこと。

以上を踏まえ、次の項目を基本として令和4年度の予算を編成するよう通知する。

【予算編成の柱】

(1) まちづくり総合計画に掲げる基本目標

- ・健やかで豊かな心育むまちづくり
- ・魅力と活気あふれるまちづくり
- ・市民の力で未来へ歩むまちづくり

(2) 市長政策の実現に向けて

まちづくり総合計画を基本にしつつ、政策の基本となる「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、検証・分析に基づく取り組みを進めること。

3. 予算編成の基本的な考え方

(1) 歳出予算要求基準

総務部長査定事業については、職員費、公債費など義務的経費や利子補給に類する事業、制度的補助金を除き、一般財源ベースにおける各部の要求総額は、原則として、前年度当初予算一般財源所要額を超えないものとする。

市長査定事業のうち継続事業については、原則として、前年度当初予算一般財源所要額を超えないものとする。

(2) 新規、拡大事業について

新規事業・拡大事業など拡充を図る必要がある場合については、「スクラップアンドビルド」の徹底により、その財源を確保すること。また、財政健全化実行計画期間であることを踏まえ、その必要性については、十分な検討を行うこと。

(3) 事業の再点検

安易に前例踏襲することなく、「部運営方針」や「戦略レビュー」を踏まえた政策や事務事業の検証と分析から、成果や課題などを洗い出し、「改善」の意識をもって事業の再点検を行うこと。

(4) 市民ニーズを捉えた効率的・効果的な市民サービスの実施

前例にとらわれず、社会経済の環境や状況の変化を踏まえた、柔軟で新たな発想と仕組みづくりから真に必要とされる市民サービスへ向けて再構築すること。

また、AI、IoT、RPA等の技術の活用により、市民がデジタル化の恩恵を享受できる効率的で効果的な事業の展開を検討すること。

(5) 感染症対策について

感染症防止対策や社会経済対策に必要な事業については、不透明な感染状況に留意し「ウィズコロナ」「ポストコロナ」に向けた対策を講じるほか、その実施にあたっては、国や北海道の動向にも注視し実施すること。

また、市民サービスについては、オンラインで実施する手法など効果的な実施方法を検討し、積極的に取り組むこと。

(6) 過疎地域持続的発展市町村計画の推進

「過疎地域持続的発展市町村計画」に基づく施策を推進するとともに、起債活用にあたっては、ソフト事業を含む過疎債の有効活用に努めること。

(7) 公共施設マネジメント計画の推進

「公共施設マネジメント計画」に則って、利用状況や施設の現況などを的確に把握し、将来を見据えた具体的な対応を進めること。

施設整備にあたっては、計画的な整備が求められることから、総合計画に反映させ実施すること。

なお、解体計画に基づく普通財産の解体については、財政健全化実行計画期間内は事業凍結とすることから、建物の安全対策や維持管理には留意すること。

(8) 事業重点枠について

「地域内の好循環」によるまちづくり重点枠

「地域の稼ぐ力」で活性化を促し、「地域内の好循環」を創出することによ

り、「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた取り組みを実施するため、新たな重点枠として、優先的に予算化を図る。

(9) 企業会計等の健全性の確保

財政健全化法に基づく財政健全化判断比率は、連結ベースの指標であり、企業会計や第三セクター等を含め、市全体の健全性が問われることになることから、一層の事業の合理化及び効率化を進めること。特に債務超過や市が損失補償を行っている第三セクターについては、市が定める「経営健全化方針」に基づき、抜本的な経営改善を着実に実施すること。

現在、地方公営企業法の非適用事業については、公営企業会計の適用に向けた作業を引き続き進めること。

(10) 財源の確保

ア) 市税にあつては、課税客体、課税標準等を的確に把握し、税収入の確保に努めること。

イ) 分担金及び負担金、使用料及び手数料については、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正に計上するとともに、未収金の解消に努めること。

ウ) 企業立地促進条例に基づき、民間企業への「特定遊休財産」の活用の促進を図るほか、遊休財産や不用品の売却による財産収入確保に引き続き努めること。

エ) 国・道などにおける制度の有効活用に最大限努め、事業実施における市費の支出を縮減するよう努めること。

(11) 国や道の動向の的確な把握と対応

国・道の予算や地方財政対策、新たな制度等について、各課においては、関係機関と十分に連携を密にするなど動向把握を迅速かつ的確に行い、適切に対応すること。

現在、政府は、大型の経済対策を今月中に取りまとめる方針を示し、補正予算を講じる見込みであることから、今後の情勢には十分に注視すること。

また、予算編成途中であっても、国の動向によっては、大幅な事業の組み替えや先送りなどの必要も生じることから財政課との協議を密にすること。

(12) 市民への公表

予算編成過程の透明性を高めるとともに、予算に関する市民への情報提供と説明責任を果たすために予算要求額や決定額の公表を行うなど積極的な取り組みを推進するとともに「わかりやすい予算書」を策定して市民周知に努める。

4. 要求にあたっての留意事項

- (1) 要求事業については、優先度に応じて重点的に選択すること。また、部課等を横断する行政課題については、総合的に推進することとし、効率的な事業執行を行うため、事前に関係部課で十分に協議すること。
- (2) 事業査定については、令和4年度も「一件査定方式」で実施する。各部局の要求にあたっては、可能な限りの経費の圧縮や事業の効率化に努めるなどすべての事業について見直しを徹底するとともに、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮させ、本方針の主旨に則った予算要求を行うこと。
- (3) その他
具体的な予算編成要領については、別に定めるので、内容を確認すること。